平成２５年（フ）第９３３号
札幌市南区南沢４条３丁目７番５号
債務者　黒田　祐子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７９号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番52号　ＮＡＳ麻生コート103号
債務者　菊地　義明
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８９号
札幌市中央区南11条西17丁目２番８―102号
債務者　千葉　綾子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７８号
札幌市北区新川４条２丁目３番11号　プレジール新川102号
債務者　鶴林　欣幸
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９４号
北海道恵庭市美咲野２丁目９番７号
債務者　佐々木眞佐美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１８号
札幌市白石区本通14丁目南７番１号　ザ・ステイツ南郷201号
債務者　渡辺　広美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４１号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目８番16号　パーチェ元町101号
債務者　白取　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１号
群馬県伊勢崎市平和町25番15号
債務者　堀内　利政
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８２号
群馬県伊勢崎市平和町25番15号
債務者　堀内　壽恵
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０１号
群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡513番地１
債務者　三ツ木八重子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０４号
群馬県吾妻郡草津町大字前口18番地７
債務者　君島　瀬奈（旧姓常井）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０７号
群馬県前橋市元総社町143番地　上信コーポ1003号
債務者　小松　弥生
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５４６号
千葉県船橋市本町４丁目24番16号　ベルクレール本町206号
債務者　竹内　正之
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５２号
千葉市若葉区千城台東１丁目23番11号　ピソちしろ202号
債務者　井上多美子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５３号
千葉県八千代市高津299番地134
債務者　西舘　智也
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０４号
千葉県船橋市夏見台６丁目３番19号　ラ・クラルテ101号
債務者　諸泉　直人
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１９号
千葉県船橋市習志野台４丁目64番７号　グレースハイツ103号
債務者　中村　　弘
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４１号
千葉県浦安市堀江４丁目35番18―103号　ブイメゾン
債務者　角掛久美子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係